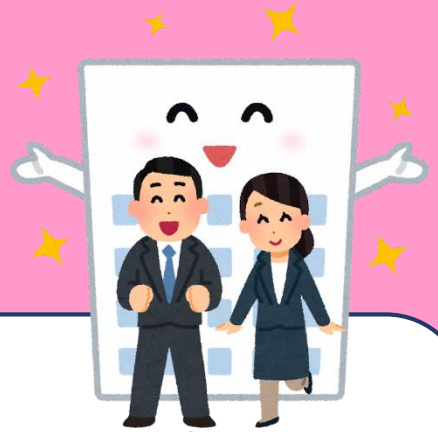


島田市中小企業者省エネルギー設備更新等 事業費補助金のお知らせ

エネルギー消費量の継続的な削減により、事業活動の安定化を図るため、省エネ設備への更新又は環境の整備を行う中小企業者に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を補助します。



補助対象経費・補助金額

補助率 5分の1

省エネ設備への更新や
環境の整備に要した費用の

10万円から100万円までを交付します
(※予算額に達し次第受付は終了となります)

- ・補助対象経費（省エネ設備への更新及び環境の整備に要した費用の合計金額）に5分の1を乗じます。
- ・省エネ設備の更新のみや、環境の整備のみでも対象となります。
※補助対象経費が50万円未満の場合は補助の対象となりません。
※補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、千円未満は切り捨てます。
※設備の更新や環境の整備を災害対策や感染症対策を絡めて実施し、その整備に関連して事業継続力強化計画を新たに策定又は計画を変更した場合は補助金額に応じて5万円又は10万円が加算されます。
※補助金交付決定前に実施した設備の更新や環境の整備は補助の対象となりません。
※対象となる設備及び整備の内容については裏面をご覧ください。

申請期間

2023年8月7日(月) ▶ 2024年1月31日(水)

- ※申請は商工課へ直接持参ください。郵便による申請も受け付けます。
- ※申請回数は、1事業者につき1回までです。
- ※交付申請額が予算額に達し次第、受付を終了します。（予算額1,000万円）

申請書及び必要書類

【交付申請】

- ①補助金交付申請書
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④現況設備、設置予定箇所の写真
- ⑤見積書等の写し

【実績報告】

- ①実績報告書
- ②事業実績書
- ③収支決算書
- ④領収書等の写し
- ⑤設置したことが分かる写真

制度の詳細

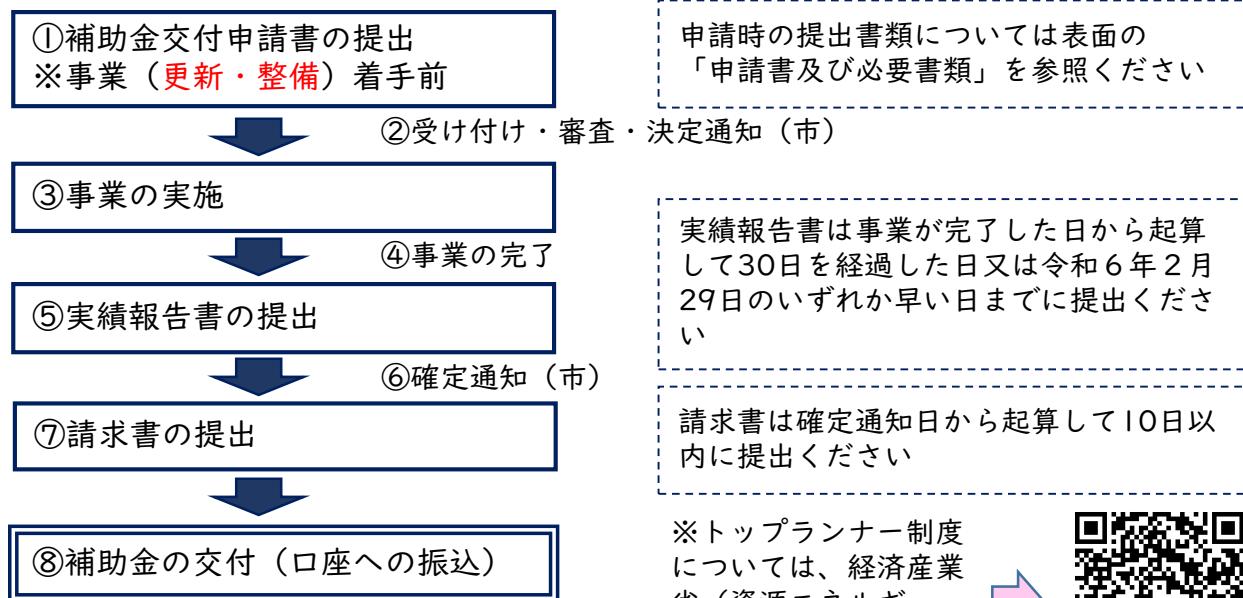


ダウンロードは
こちら(HP)から

お問い合わせ

島田市産業経済部商工課(商工政策係)
〒427-8501 島田中央町1番の1(市役所本庁舎2階)
☎(0547)36-7146

●補助金交付までの手続き・流れ



●対象となる省エネ設備の更新

品名		方式	省エネ基準
(1)	空調設備	・セントラル方式 ・パッケージ方式 ・ルームエアコン	トップランナー基準を満たす等の省エネ性能の高い設備に限る。 ※トップランナー制度では、対象となる機器や建材の製造事業者や輸入事業者に対し、エネルギー消費効率の目標を示して達成を促すとともに、エネルギー消費効率の表示を求めています。目標となる省エネ基準（トップランナー基準）は、現在商品化されている製品のうち、エネルギー消費効率が最も優れているもの（トップランナー）の性能に加え、技術開発の将来の見通し等を勘案して定めています。
(2)	照明設備	・LED照明	
(3)	給湯設備	・給湯器	
(4)	冷凍冷蔵設備	・電気冷蔵庫・冷凍庫 ・冷凍機内蔵型ショーケース等	
(5)	産業用モータ	・ポンプ・送風機 ・送風機	
(6)	産業用ボイラ	・蒸気ボイラ・温水ボイラ	
(7)	受変電設備	・変圧器のみ	
(8)	生産過程で使用する機械設備	・業務用厨房機器等	
(9)	その他		

※既存設備からの更新が対象。また、中古品、リース、レンタル品は対象外です。

●対象となる環境の整備（施設改修）

環境の整備の内容	
(10)	省エネルギー化を目的とした事務所等の改修

●事業強化力継続計画とは

中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が「事業継続力強化計画」として認定する制度です。